

監査公表第2号

平成28年2月17日

周南市監査委員 山下敏彦

周南市監査委員 田村勇一

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

競艇事業局

競艇管理課、競艇事業課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年12月1日から平成28年2月5日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

競艇管理課

(1) 共通的事項

ア 競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていなかった旅行命令について、事務決裁規程に基づく決裁をしました。

イ 旅行命令の旅費の算定に誤りがあったことについて、適正な算定による旅費との差額の返還を受け、戻入処理をしました。

ウ 特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なっていたことについて、勤務実績に基づき実績簿又はシステムの内容を修正しました。

競艇事業課

(1) 共通的事項

ア 競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていなかった旅行命令について、事務決裁規程に基づく決裁をしました。

イ 旅行命令の旅費の算定に誤りがあったことについて、適正な算定による旅費との差額を追加支給しました。

ウ 特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なっていたことについて、勤務実績に基づき実績簿又はシステムの内容を修正し、適正な特殊勤務手当との差額を追加支給しました。

エ 代決権を有しない職位にある者が代決していた文書について、競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁をしました。

(2) 支出事務

ア 競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていなかった検査調書の受理について、事務決裁規程に基づく決裁をしました。

(3) 契約事務

ア 競艇事業局会計規程に基づく見積書の徴取がされていなかった契約事務について、今後は適正に処理します。